

c. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行の場合は3日目)に当たる日より前に旅行中止の通知をいたします。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

e. 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効となるなど、旅行者が旅行代金などの係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済ができなくなったとき。

f. 第3項(お申込みの条件について)(2)、(8)、(9)のいずれかに該当することが判明したとき。

イ. お客様が第5項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わない場合は、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第12項に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければならない。

(2) 旅行開始後の解除

① お客様による旅行契約の解除・払戻し

ア. お客様のご都合により旅行日程途中で解除された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービスに提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻します。

② 当社による旅行契約の解除・払戻し

ア. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合があります。

a. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

d. 第3項(お申込みの条件について)(9)のいずれかに該当することが判明したとき。

イ. 当社が本項(2)②のア.の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

ウ. 本項(2)②のイ.において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払戻します。

エ. 本項(2)②のア.のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地へ戻るための必要な手配をいたします。

13. 旅行代金の払戻しの時期について

(1) 当社は、「第10項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第12項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻しいたします。

(2) 本項(1)の規定は、第16項(当社の責任)又は第18項(お客様の責任)で、規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

(3) 当社は、お客様と通信契約を締結した場合、第10項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金が減額された場合は「第12項の規定により通信契約が解除された場合」において、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、お客様に対し当該金額を払戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとしお客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

14. 当社の指示について

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するために当社の指示に従っていただきます。

15. 添乗員について

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務又はその他の当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

(3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、旅程管理業務を行う現地手配業者などの連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願いします。

16. 当社の責任について

(1) 当社は企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にか

かわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失があるときを除きます。)>として賠償します。

17. 特別補償について

(1) 当社は第16項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については10万円を限度とします。

(2) 当社が募集型企画旅行契約約款第27条第1項の責任を負うことになったときには、この補償金を当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービスの提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リージュ、ボブスレー、スノアイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金および見舞金を支払いません。

(4) 当社が募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われまい旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われまい旨を明示した場面に限り、「企画旅行参加中」とはいたしません。

18. お客様の責任について

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければならない。お客様は、当社から提供される情報を活用しお客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならない。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければならない。

19. オプションツアーまたは情報提供

(1) 当社は、別途の旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(以下「当社のオプションツアー」といいます。)の第17項(特別補償)の適用については、主たる企画旅行契約の一部として取扱います。当社のオプションツアーでは、パンフレットなどで「旅行企画・実施：当社」と明示します。

(2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合は、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第17項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害補償金を支払います。又、当該オプションツアーの履行に係る旅行企画・実施者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーを履行する現地法人及び当該旅行企画・実施者の定めによります。

(3) 当社は、パンフレットなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツなどに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第17項の(特別補償規程)は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

20. 旅程保証について

(1) 旅行日程に次表に掲げる変更が生じた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定により、第6項で定める(お支払旅行代金)に次表に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。なお、当該変更について当社第16項(1)(当社の責任)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合、変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 反乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不運休業など運送・宿泊機関などの旅行サービスの中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

② 第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたとき当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③ 次表に掲げる契約内容の重要な変更であっても「最終旅行日程表に記載した日程から変更の場合、パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。

④ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる事項 1件当たりの率(%)

旅行開始前 旅行開始後

① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 1.5% 3.0%

② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。)その他の旅行の目的地的変更 1.0% 2.0%

③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のも

への変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限る。)

1.0% 2.0%

④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 1.0% 2.0%

⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港と異なる便への変更 1.0% 2.0%

⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更 1.0% 2.0%

⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 1.0% 2.0%

⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 1.0% 2.0%

⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった項の変更 2.5% 5.0%

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面に記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。

注3:③又は④に掲げる変更に係る運送機関の宿泊設備の利用を伴うものである場合には、1泊につき1件として取扱います。

注4:④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:④又は⑦、⑧に掲げる変更が1乗車船など又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取扱います。

注6:⑨に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

21. 国内旅行保険(任意)加入のお勧め

旅行中、病氣やケガをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の取回が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害などを担保するため、お客様に自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、営業所の係員にお問合せください。

22. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、旅行日程中にお土産品にご案内することがありますが、ご購入の際にはお客様の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返金などのお手間はいたしませんので、トラブルが生じないように商品の確認やレシートの受取りなど必ず行ってください。

23. 個人情報取扱いについて

当社(パンフレットなどの「販売店欄」に記載する当社の受託旅行者)は、旅行申込みの提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・保険会社等(主要な運送・宿泊機関については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日まで)およびそのサービスに記録されています。)の提供に関する手配をお送りされるサービスの受領のための手続き(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内と、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買取り物の手配のために必要な範囲内と、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

このほか、当社では、

① 当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内

② 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

③ アンケートのお願い

④ 特典サービスの提供

⑤ 統計資料の作成

に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくとします。

24. 事故などのお申し出についてのお願い

ご旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準日について

本旅行条件書の基準日および旅行代金の基準日は、当該パンフレットに明示した日となります。

26. 募集型企画旅行契約の約款について

本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

27. その他

(1) 当社は、いかなる場合であっても旅行の再実施はいたしません。

(2) 当社では、お客様の都合による予約取消に伴う返金に係る振込料などの手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。予めご了承ください。

2022年4月改定版

全国旅行業協会会員 石川県知事登録第2170号
株式会社トラベル・アイ
〒921-8178 金沢市寺地2丁目21番5号
TEL (076)259-5517 FAX 259-5822
info@travel-ai.net
総合旅行業務取扱責任者 / 高松 陽一